



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	英米法判例研究
Author(s)	木下, 和朗; KINOSHITA, Kazuaki
Citation	北大法学論集, 45(6), 146-130
Issue Date	1995-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15599
Type	departmental bulletin paper
File Information	45(6)_p146-130.pdf



英米法判例研究

木下和朗

Nixon v. United States, 113 S. Ct. 732 (1993)

—— 上院の弾劾裁判手続に係る争訟が政治問題であるとされた事例 ——

【事実の概要】

Walter L. Nixon, Jr. (原告・控訴人・上告人) は、ミシシッピ州南部地区連邦地方裁判所裁判官であったが、1987年、大陪審において偽証を行ったとして有罪(偽証罪)となり⁽¹⁾、5年の懲役刑に服した。しかし、Nixon は、裁判官を辞職することを拒否し、服役中も裁判官としての給与を受け取っていた。

1989年5月10日、連邦議会下院は、Nixon に対する、重大な罪及び軽罪 (high crimes and misdemeanors) を理由とする3箇条からなる弾劾訴追書 (articles of impeachment) を可決した⁽²⁾。下院による弾劾の訴追を受けて、連邦議会上院が弾劾裁判にあたることになり、上院は弾劾裁判規則第11条を援用することを可決した。弾劾裁判規則第11条は、「いかなる弾劾裁判においても、上院が規則として可決する場合には、裁判長 (Presiding Officer of Senate) は、証拠を受領し、証言を得るために、上院議員からなる委員会を設置するものとする」と規定している。そこで、第11条に従って、裁判長は委員会を設置した。委員会は、Nixon を含む証人から証言を聴取し、当該証言を含む委員会が収集した証拠を上院に報告した。上院は、所定の手続を経て、三分の二以上の多数による議決 (第1条: 89対8、第2条: 78対11、第3条: 57対40。したがって、弾劾訴追書の第1条及び第2条による弾劾) を以て Nixon を有罪とし、Nixon は

弾劾された⁽³⁾。

Nixon は、弾劾裁判規則第11条が弾劾裁判において上院の本会議が証拠を収集するのを禁止しているので、「上院は全ての弾劾裁判を行う唯一の権能を有する (The Senate shall have the sole Power to try all Impeachments.)」と規定するアメリカ合衆国憲法第1編第3節第6項に違反するとして、本件弾劾裁判の無効を求めて提訴した。第一審は、当該問題は司法審査適合性を欠く (nonjusticiable) として、Nixon の請求を却下した⁽⁴⁾。第二審も第一審を支持した⁽⁵⁾。そこで、Nixon が上告し、裁量上訴 (certiorari) が認められた⁽⁶⁾。

【判旨】

[Rehnquist 首席裁判官法廷意見] (Stevens, O'Connor, Scalia, Kennedy, Thomas 裁判官同調)

(1) 「『問題が対等の政治部門に憲法典上明らかに委ねられている (a textually demonstrable constitutional commitment of the issue to a coordinate political department)』、または、『争訟を解決するために裁判所が発見・利用し得る基準に欠ける (a lack of judicially discoverable and manageable standards for resolving it)』場合、争訟は、司法審査適合性を欠く、すなわち、政治問題 (political question) を含むものである [Baker v. Carr, 369 U. S. 186, 217 (1962)]。しかし、裁判所は最初に、問題となっている法文を解釈しなければならず、そして、問題が [対等な他の政治部門に] 法文上委ねられているか否か、及び、どの程度委ねられているか、を判断しなければならない [See, *id.*; Powell v. McCormack, 395 U. S. 486, 519 (1969)]。以下に続く議論が明らかにするように、対等な政治部門に法文上委ねられているという概念は、解決するために裁判所が発見・利用し得る基準に欠けるという概念と完全には分離されない。というのは、裁判所が利用し得る基準に欠けるということは、対等な部門に法文上明白に委ねられているという結論を強化し得るからである。

(2) ①「裁判する (try)」という文言の定義の多様性、②第1編第3節第6項における非常に特定の三つの要件 [(a)議員が宣誓または確約を行う、(b)大統領が弾劾される場合、連邦最高裁判所首席裁判官が裁判長となる、(c)有罪とするには三分の二以上の多数による議決を要する]の存在に鑑みると、「裁判する」という文言は、上告人が主張するような、上院の弾劾裁判に関する限界を画するものではなく、上院の行為を審査する際に裁判所が利用できる基準とするに

足る十分な正確性に欠けている。

(3) それに対して、弾劾裁判権が上院に憲法典上明らかに委ねられているかに関して、「唯一の (sole)」という文言は重要な意義を有する。「唯一の」という文言の通常の意味は、個人が弾劾について無罪とされるか有罪とされるかを決定する権限を上院のみが有するということである。上告人は、①「唯一の」という文言が文体委員会 (Committee of Style) によって付加された「修辭的な編集 (cosmetic edit)」であること、及び②「弾劾の場合を除いて」大統領が恩赦権を有すること (第2編第2節第1項) を理由として、「唯一の」という文言は意味がないと主張する。しかし、①については、憲法制定時の史実の解釈として妥当でなく、また、その論理的帰結も妥当でない。②については、恩赦は有罪判決を覆す効果がないから、「唯一の」という文言が意味を有しないという主張の理由にならない。また、「唯一の」という文言は上院本会議に弾劾裁判権が認められることを意味するという、上告人が主張する解釈は、「自然な解釈 (natural reading)」ではなく、「上院」という文言によって上院が採用し得る手続が黙示的に限定されるとする請求をも認めることになり、憲法の規定における弾劾の要件の限定と矛盾する。

(4) 弾劾規定の歴史に照らしても、当裁判所の解釈は支持される。なぜなら、憲法起草者 (Framer) は、弾劾裁判権を最高裁判所に付与するという二つの邦 (state) の提案にもかかわらず、「人民の代表としての上院」(A. Hamilton) に弾劾裁判権を専属させたからである。さらに、①弾劾に値する犯罪を公職者が犯した場合、弾劾裁判と刑事裁判という二組の手続があることを憲法起草者が認識していたこと、及び、②合衆国の憲法制度において、弾劾は立法府による唯一の抑制であることも、最高裁判所に弾劾権が付与されなかった理由となる。

(5) 弾劾裁判権が上院に法文上委ねられていることその他、①司法審査の終局性 (finality) が欠けていること、及び、②適切な救済を行うのが不可能であることも弾劾に司法審査適合性がないことを補強する理由となる。

(6) Powell 判決と本件の相違について。Powell 判決においては、下院議員の「資格 (qualifications)」について判定する、合衆国憲法第1編第5節第1項に基づく下院の権能に関する問題が政治問題であるかが争われた。そして当裁判所は、合衆国憲法第1編第2節第1項のような、下院議員について課され得る資格を特定した別個の憲法規定の存在によって、下院議員の「資格」に関する決

定が下院に法文上委ねられているという主張を否定した。しかし、本件においては、「弾劾裁判条項において『裁判する』という文言の意味を決定する上院の最終的権限を認めることによって無効とされ得る (defeat) 別個の憲法の規定は存在しない」。また、「裁判所は、明確な法文上の限界 (identifiable textual limits) を超える、立法府または執行府の活動を審査する権能を有している」が、「裁判する」という文言は、明確な法文上の限界になっていない。

[Stevens 裁判官同調意見]

「唯一の」ないし「裁判する」という文言をめぐる解釈についての議論よりも、憲法起草者が弾劾権を立法部門に割り当てたという中心的事実の方が極めて重要である。

[White 裁判官結果同調意見] (Blackmun 裁判官同調)

- (1) 本件における結論は、弾劾裁判手続を特定するための広範な裁量を上院に認める本意見と法廷意見とは異ならない。但し、弾劾裁判条項に係る違憲の主張を審査することは憲法上禁止されておらず、本件は本案判断に至るのである。
- (2) 政治問題の法理の検討においては、「憲法によって、当該権能の射程と性質とを解釈する最終的責任が政治部門の一つに付与されているかが問題である」。
- (3) ①弾劾条項における「唯一の」という文言の目的は、上院が弾劾の裁判、下院が弾劾の訴追という、弾劾過程における区別された役割を強調するものと解釈できること、②合衆国憲法第1編第1節における「全ての (all)」の用法との比較、以上の点を考慮すると、「唯一の」という文言は法廷意見が言うほど強い憲法的意義を有しない。また、憲法制定の経過は、弾劾における裁判所の役割を例外なく否定することの理由を説明するものでない。
- (4) ①憲法起草者は、法的意味において「裁判する」という文言を用いていること、②裁判所が従来から審査対象としている、州際通商 (第1編第8節第3項) やデュー・プロセス (第5修正) といった条項よりも、解釈上の困難は少ないので、「裁判する」という文言は法廷意見が主張するほどには摺り所がない (elusive) とは言えないことに鑑みると、「裁判する」という文言は、法廷意見が述べるほど、発見・利用できる基準に欠けているとは言えない。
- (5) したがって、本件は司法審査適合性があるので、本案について判断すべきである。しかし、本件については、上告人を「裁判する」憲法上の義務を上院

は果たしている。

[Souter 裁判官結果同調意見]

(1) 政治問題の機能的性質 (functional nature) によって、「特定の事件についての正確な事実と状況を分析すること」が要求される。したがって、「政治問題の法理の適用は、究極的には、どのくらい強固に (importantly) 状況が〔裁判所の〕 答えを要求しているか次第である」。

(2) 本件は、答えが要求される状況にない。しかし、それにもかかわらず、例えば、コインの表裏で有罪を決する、または、事実審理を行うことなく有罪とするなど、弾劾裁判の結果の完全性に対して重大な脅威となる手続を以て上院が活動した場合のように、「弾劾手続をより綿密に審査すること (searching review) が正当化される場合があり得る」。

【評釈】

一 本判決の意義

本判決⁽⁷⁾は、①連邦最高裁判所が弾劾を政治問題とした最初の判決である点⁽⁸⁾、及び②縮小傾向にあったとされる政治問題の法理の存在を改めて確認し、その適用例を示した判決である点において、意義を有する。以下、これらの点を敷衍する。

(a) アメリカ合衆国憲法は、「大統領、副大統領及び全ての合衆国文官 (president, vice president and all civil officers of the United States)」(第2編第4節)に対する、弾劾訴追権が下院に(第1編第2節第5項)、弾劾裁判権が上院に(第1編第3節第6項)専属することを規定している。弾劾権⁽⁹⁾は、執行府や司法府に対する立法府の抑制均衡の手段とされ、特に司法府との関係においては、「裁判官の責任に関する予防策」についての「唯一の規定」とされていた⁽¹⁰⁾。しかし弾劾権は、「百トン砲 (hundred-ton gun)」⁽¹¹⁾や「厄介な道具 (cumbersome tool)」⁽¹²⁾と言われるように、抑制均衡の強力な手段となり得る一方で、その行使にあたっての手続が複雑であることから実効性に欠けるものと考えられていた。事実、①弾劾手続が、多大の時間と費用を要し、立法府としての職務遂行の妨げとなること、②弾劾権の行使に伴う職務が、当該職務の遂行に関して訓練されていない多くの連邦議会議員にとって負担となること、を理由として、弾劾権行使の事例は極めて少ない⁽¹³⁾。連邦裁判所裁判官の場合、後に述べる、1980年代に連続した3名の裁判官の弾劾以前に弾劾裁判で有罪と

された事例は、1936年にまで遡らなければならない¹⁴⁾。また1980年には、弾劾が裁判官を罷免する唯一の手段とされていたにもかかわらず、連邦裁判所裁判官の懲戒制度として、連邦控訴裁判所裁判官会議改革及び裁判官分限法 (Judicial Councils Reform and Judicial Conduct and Disability Act) が制定されるに至っている¹⁵⁾。

本件で合憲性が争われた弾劾裁判規則 (正式名称: Rules of Procedure and Practice in the Senate When Sitting on Impeachment Trials) 第11条は、1935年、弾劾裁判手続の能率を高めるために導入された手続である¹⁶⁾。弾劾権行使の過程において、証拠を収集し、証人を尋問するために委員会を設置するという手続は、イギリス議会における弾劾手続にその先例を見出すことができる¹⁷⁾。

従来、弾劾に値する非行は「政治的性質」を有するものであり¹⁸⁾、弾劾権をどの機関に委託するかは「政治を預かっている全ての者の政治的評価と政治的存在とに深く関わる」¹⁹⁾問題であるので、弾劾に関する争訟——弾劾権行使の結果と手続を含めて——が、司法審査適合性を欠く政治問題であるとされていた²⁰⁾。ところが、1980年代に入り、本件の Nixon の他、連邦裁判所裁判官の弾劾が相次いだ²¹⁾。このような状況において、司法権の独立と弾劾権との調整及び弾劾手続における被弾劾者の権利保護という問題がクローズ・アップされることとなった。学説においては、本件のような手続が司法権の独立や被弾劾者のデュー・プロセス上の権利 (第5修正) を損なうという理由から、弾劾裁判において委員会が証拠を収集し、証人を尋問することの合憲性を疑う説が現れ²²⁾、それに伴い、弾劾権行使の結果に対する司法審査はともかく、弾劾手続に関しては司法審査適合性を認める説が現れていた²³⁾。

以上のような状況の下、本判決は、上院が採択した弾劾裁判手続に係る争訟を政治問題であるとして、その司法審査適合性を否定した最初の判決として意義を有する。

(b) 連邦最高裁判所の判例において、「政治問題」を理由として司法審査が及ばない領域が存在することは、我が国においても指摘されている²⁴⁾。しかしながら、政治問題の法理に関して現代的先例となる Baker v. Carr 判決²⁵⁾以降、政治問題を理由として連邦最高裁判所が司法審査を拒否した判決は、Gilligan v. Morgan 判決²⁶⁾のみである。このような判例の状況に鑑みて、最近の学説の中には、政治問題の法理の衰退を指摘するものもあった²⁷⁾。本判決は、Baker 判決の下、政治問題の法理の存在を改めて確認し、以下に述べるような特徴的

な審査手法を以て当該法理の適用例を示し（三参照）、弾劾をめぐる争訟が政治問題であるとした点で意義を有する。

二 政治問題の法理

(a) 従来、連邦最高裁判所は、共和政体条項（合衆国憲法第4編第4節）に係る問題、外交関係、憲法改正などの領域において、「政治問題」であることを理由に司法審査を拒否してきた²⁸。また学説も、争われる問題の固有の性質によって司法審査適合性を欠くとされる一定の領域が判例法の中に存在することを肯定している²⁹。しかし、司法権の本質についての理解の多様性に伴い、学説における政治問題の理解には差異がある。さしあたり、次のように分類できる。第一に、古典理論（classical theory）である。古典理論に従うと、政治問題は、他の部門の自律的決定に委ねられた憲法上の決定である。第二に、賢慮理論（prudential theory）である。賢慮理論に従うと、政治問題は、憲法判断回避の方法の極致である。古典理論と賢慮理論の相違は、主に司法権の本質に関する理解の相違に基づく。すなわち、古典理論が政治問題を三権分立からの司法権の内在的制約と捉えるのに対して、賢慮理論は、政治問題を司法権の自制と捉える。これに対して、いくつかの要素を考慮して政治問題を機能的に捉えるのが、第三の機能理論（functional theory）である。機能理論の代表的論者は、その際の考慮要素として、政治問題の該当性は、①裁判所が情報にアクセスする能力、②判断の一貫性を保持する必要性、③他の政治部門の広汎な責任を挙げている。但し、政治問題の法理についての学説における議論状況は、現在、いささか錯綜した状態にある³⁰。

(b) 政治問題の法理に関して、現代的先例とされるのが Baker 判決である。Baker 判決において、法廷意見を執筆した Brennan 裁判官は、政治問題に係る過去の判例を分析し、政治問題の該当性を判断する基準として次の六基準を定立した（Baker Test）³¹。①問題が対等の政治部門に憲法典上明らかに委ねられていること。②争訟を解決するために裁判所が発見・利用し得る基準に欠けていること。③明らかに非司法的裁量に委ねられている問題につき、先行する政策判断なくして判決することが不可能であること。④対等の政治部門に対する相当の敬意を表明することなくして、裁判所が独立した判断を下すことが不可能であること。⑤既になされた政治判断に無条件に従う特段の必要があること。⑥一つの問題について複数の統治部門が異なった声明を出すことにより、

混乱の生ずる虞のあること。

Baker Test は、政治問題の法理の理解に関する前述の三理論を包含しており、定義的に見える反面、将来発生する事件を解決する際に有用であるとするほど具体的な基準でない³²。事実、連邦最高裁判所は、政治問題の該当性を判断するにあたり、機能的審査手法を採用することから、Baker Test のうち、どの基準が適用されるかは争訟の状況に依存する。しかし、その適用に全く共通点が見出されないわけではない。連邦最高裁判所は、政治問題の法理を「三権分立の作用」³³とした上で、「憲法解釈における微妙な営み」³⁴を通じて、「憲法の規定が裁判所によって執行し得ないと承認した」³⁵、「政策選択に関わる争訟及び連邦議会または執行府に……決定を委ねる価値のある争訟」³⁶を、司法審査適合性を欠く政治問題として扱っていると解される。判例は、争訟において援用される合衆国憲法の規定が裁判所によって執行可能な権利保障規定として解釈し得るかを基準として、政治問題の該当性を決しているのである³⁷。

さらに、政治問題の法理を形成してきた判例の特徴は、個別事件の状況に即した審査の手法（機能主義）である³⁸。機能主義は、Baker 判決が「事件毎の審査の必要性（need for case-by-case inquiry）」を判示した通りであり³⁹、Powell v. McCormack 判決⁴⁰や選挙権の平等をめぐる一連の判例⁴¹等にも見られる。

三 本判決（法廷意見）の特徴

(a) 法廷意見は、Baker Test のうち、①問題が対等の政治部門に憲法典上明らかに委ねられているか、及び②争訟を解決するために裁判所が発見・利用し得る基準に欠けるか、を基準として、合衆国憲法第1編第3節第6項（弾劾裁判条項）を解釈することにより、本件の政治問題該当性を判断している。法廷意見は、救済の実行不可能性といった賢慮主義的懸念なども本件が政治問題に該当する理由として挙げるが、決め手は弾劾裁判条項の解釈である⁴²。この意味において、法廷意見は、政治問題の法理の捉え方につき、古典理論的理解のそれに馴染むものと言える。

(b) 法廷意見の最大の特徴は、政治問題の該当性を判断する手法として、形式主義を採用したことである。形式主義は、相互に関連する次の二点に表れる。第一に、法廷意見は、政治問題の該当性という問題を弾劾裁判条項の文理解釈の可能性という問題に還元した。具体的には、「裁判する (try)」という文言

の多義性と弾劾裁判条項が規定する要件の特定性とを以て裁判所が発見・利用し得る基準に欠けるとする一方、「唯一の (sole)」という文言の明確性を以て弾劾に係る問題の判断が憲法典上明らかに上院に委ねられているとして、政治問題の該当性を認めた。第二に、法廷意見は、各部門の役割を静態的・形式的に評価し、政治部門との関係における司法府の役割を消極的に評価する権力分立観に立って、弾劾裁判条項を解釈した。この点は、特に、法廷意見による憲法起草者の意思の解釈に表れる。従来、弾劾裁判条項に関する憲法起草者の意思は明確でなく、弾劾権の行使に対する憲法上の制約が存するかについて争いがある⁽⁴³⁾。しかし、それにもかかわらず、法廷意見は、弾劾権が司法権に対する立法府による唯一の抑制手段である点を重視して、憲法起草者の意思を「唯一の」という文言に関する文理解釈を補強する根拠として用いたのである。

法廷意見の形式主義は、White 裁判官の結果同調意見と対照するならば、より明瞭となる。White 裁判官は、政治問題の該当性は「当該権能の射程及び性質を解釈する最終的責任が合衆国憲法によってある政治部門に付与されたか」によるとして、次の二点を判示した。第一に、「裁判する」という文言の法的意味が問題となる以上、裁判所に当該文言を解釈する能力があり、また、「唯一の」という文言も合衆国憲法の他の条項と比較すると明確なものでないとした。第二に、憲法起草者が弾劾権の有する「恐ろしい裁量」を自覚し、弾劾権の行使に関して慎重な制度設計を行ったという事実を鑑みて、「唯一の」という文言を、弾劾権行使の過程における上院と下院との役割分担を規定したものと解釈することは可能であるとした。そこで、White 裁判官は、本件の政治問題の該当性を否定して本案判断を行った。他方、Souter 裁判官は政治問題の機能的性質により個別事例毎の審査が必要であると、より直截に判示している。

(c) 法廷意見が形式主義を採用したことに関して、次の二点を指摘できる。

第一に、法廷意見は、Baker Test の適用にあたり文理解釈を重視する点で、政治問題に関する従来の判例——特に Baker 判決以降の判例——の審査手法と異なると解される。従来、本判決が適用した①と②の両基準は、依拠する基盤が異なる基準であるとの理解が一般的であった⁽⁴⁴⁾。判例における Baker Test の適用を概観すると、①基準について、その該当性は、連邦の一部門⁽⁴⁵⁾に合衆国憲法によって専権の権能⁽⁴⁶⁾が付与されている場合に問題となる。この点で先例となるのが本判決が引用する Powell 判決である。Powell 判決は、憲法によって付与された権能の内容と限界を解釈した上で、当該権能の制約を超え

るか否かで、問題の判断が政治部門に委ねられているかを判断していた⁴⁷⁾。さらに、Powell 判決は、権能の憲法上の制約を判断する際、侵害される憲法原則や権利を考慮した。その結果、Powell 判決の法理によれば、ほとんどの場合において、憲法上の権能の逾越の有無を裁判所は判断しなければならないから、政治問題の該当性が肯定される場合は極めて限定されると理解された⁴⁸⁾。これに対して、法廷意見は、政治問題の該当性が争われる憲法規定の解釈の結果として存在意義が無くなる別の憲法規定や、文理解釈が可能な「明確な法文上の限界となる」憲法規定が存在しない限り、問題が政治部門に委ねられていると判断している。したがって、本判決が、Powell 判決の法理を従来の理解よりも制限的に修正したことに注意を要する。また②基準について、判例は、従来から憲法解釈の可能性を問題としている。但し、その際具体的には、法廷意見が言うような、規定の文理解釈の可能性という観点からでなく、連邦最高裁判所が発展させてきた判例法が当該事件に対して適用可能かといった観点から、基準の該当性が判断されていたのである⁴⁹⁾。なお、法廷意見が①と②の基準を関連づけた点に対しては、以上の Baker Test の適用に鑑みて、確立された先例を明確な正当化理由なくして混乱させたとの指摘がある⁵⁰⁾。

第二に、法廷意見が弾劾という文脈における司法審査を否定したことの是非が、権力分立の目的は個人の権利保護であるという自由主義的権力分立観⁵¹⁾と整合するかという観点から、問題となる。この点に関し、本判決は明示していないが、本件の利益状況についての理解が弾劾を政治問題とするのに影響を与えていると解し得る。つまり、公職はデュー・プロセスの保護を受ける財産や既得権でなく⁵²⁾、弾劾は公職の甚だしい濫用を告発するものに過ぎない⁵³⁾という認識が存在し、当該認識が本判決の論旨に影響していると思われる。利益状況に関してこのような認識があるならば、弾劾一般を政治問題としても個人の自由の保護を強調する権力分立観とは矛盾しないと解される。また、政治問題か否かは合衆国憲法の規定が執行可能な権利保障規定と解釈し得るものであるかによって決められるとの観点から見ると、本判決と従来の判例との整合性も保たれている。但し、個人の権利保護の防波堤たる権力分立を前提とするならば、立法府に付与された権能は立法府に対する不信に照らして解釈されねばならず、特に権利保護機関としての司法府の独立がはかられねばならないという観点から、法廷意見は合衆国憲法が採用する統治構造の一貫性を損なっているとの批判⁵⁴⁾はあり得る。

(d) 本件において合憲性が争われたのは上院弾劾裁判規則第11条という議院規則である。議院規則に関する司法審査適合性については、U. S. v. Ballin 判決⁶⁵⁾という先例が存する。学説においては、Ballin 判決の射程の下で本件は判断されるべきであるとして、Ballin 判決が一定の場合に議院規則に対する司法審査を肯定していることから、このことを弾劾裁判手続に係る争訟の司法審査適合性を認める理由として挙げる説がある⁶⁶⁾。しかし本判決は、Ballin 判決を引用しておらず、議院規則制定権に関して触れる所がない。Ballin 判決の含意は、「議院規則によって憲法上の制約を無視すること、または基本的権利を侵害することは許されない」という限界内において、議院は自律的な規則制定権を有するということである⁶⁷⁾。したがって、前述のように、弾劾裁判権の行使には弾劾裁判条項が規定する要件以外の制約はなく、また、弾劾によって侵害される権利も無いと本判決が理解しているとすれば、本判決が Ballin 判決に触れていないことも理解されよう⁶⁸⁾。

四 結び

本判決は、弾劾という、いわば政治問題の典型例に関して、そのことを確認したものである。この判決が下されたからといって、弾劾が「厄介な道具」である以上、弾劾の事例が増加するわけでもなく、また、連邦議会が、Souter 裁判官が判示しような明白に違憲の手続に従って弾劾権を行使することもないであろう⁶⁹⁾。したがって、本判決のもたらす影響は、弾劾という分野に限って見るならば、大きくはない。但し、政治部門に対する司法府の敬讓と文理解釈の重視とが関連する法廷意見の形式的審査手法は、Baker 判決以後の判例が採用してきた機能主義という審査手法と様相を異にする。今後は、政治問題の典型例において採用された、従前の判例とは異質である審査手法が、政治問題に係る他の事例において、どのように適用されていくかを慎重に見極める必要がある。

註

- (1) See U. S. v. Nixon, 816 F. 2d. 1022 (5th Cir. 1987).
- (2) See 135 Cong. Rec. H1802-11 (daily ed. May 10, 1989).
- (3) See 135 Cong. Rec. S14633-35 (daily ed. Nov. 3, 1989).

- (4) 744 F. Supp. 9 (D. D. C. 1990).
- (5) 938 F. 2d 239 (D. C. Cir. 1991). 但し、司法審査適合性については、2対1と判断が分かれた(無し: Williams, J., Randolph, J., 有り: Edward, J.)。
- (6) 112 S. Ct. 1158 (1992).
- (7) 邦語による本判決の評釈として、飯田稔・[1994-1] アメリカ法206頁以下、時國康夫・ジュリスト1061号(1995年)160頁以下がある。
- (8) 弾劾の司法審査適合性に関する、本判決以前の連邦最高裁の判決としては、弾劾を問題とする訴訟に係る裁量上訴を却下した Ritter v. U. S., 84 Ct. Cl. 293 (1936), cert. denied 300 U. S. 668 (1937) が存するのみである。
- (9) 本稿において以下、「弾劾権」という用語を下院の弾劾訴追権と上院の弾劾裁判権との総称として用いる。
- (10) A. HAMILTON, J. MADISON & J. JAY, THE FEDERALIST, No. 79, at 404 (A. Hamilton) (M. Beloff 2d ed. 1987). [A・ハミルトン=J・ジェイ=J・マディソン(斎藤真=武則忠見訳)『ザ・フェデラリスト』(福村出版・1991年)384頁]
- (11) I J. BRYCE, THE AMERICAN COMMONWEALTH 212 (new ed. 1919).
- (12) P. Shenon, *Impeachment of Judges: A 'Cumbersome Tool'*, N.Y. Times, Apr. 2, 1986, at A16.
- (13) See W. S. Grimes, *Hundred-ton-gun Control: Preserving Impeachment as the Exclusive Removal Mechanism for Federal Judges*, 38 U.C.L.A. L. REV. 1209, 1216 (1991).
- (14) Halsted L. Ritter の弾劾。
- (15) Pub. L. No. 96-458, 94 Stat. 2053 (1980); codified at 28 U. S. C. §§331, 332, 372, 602 (1988). 本法に関する邦語による解説として、上原正夫「善行に欠ける裁判官の処理」判例タイムズ440号(1981年)42頁以下参照。
- (16) See N. B. Williams, Jr., *The Historical and Constitutional Bases for the Senate's Power to Use Masters or Committees to Receive Evidence in Impeachment Trials*, 50 N.Y.U. L. REV. 512, 539-42 (1975). 但し、当該手続は「審議または上院司法委員会からの報告の何れもなく」規定されたとの指摘もある [R. L. Thornton, *Evolution of the Rules of Procedure and Practice in the Senate When Sitting on Impeachment Trials* (Sep. 3, 1974), rep. in S. Rep. No. 1125, 93d Cong., 2d Sess., 54, 64 (1974), cited in: Note, *Impeaching the Senate's Use of Trial Committees*, 67 N.Y.U. L. REV. 68, 75 (1992)]。
- (17) See Williams, Jr., *supra* note 16, at 522-32, 佐藤立夫『弾劾制度の研究[新版]』(前野書店・1979年)73頁。庶民院による弾劾の訴追のために

委員会が設置された点につき、拙稿「イギリス庶民院における調査委員会制度 — 国政調査権に関する制度考察 — (一)」北大法学論集44巻5号(1994年)1229頁以下、1270-1271頁等参照。アメリカ合衆国の弾劾法制に関する邦語文献として、小池信行「アメリカ合衆国の弾劾法制」弾劾裁判所年報1号(1983年)39頁以下参照。アメリカ連邦裁判所裁判官の弾劾に関する邦語文献として、佐藤・前掲書の他、斎藤秀夫『國會と司法権の獨立』(岩波書店・1951年)第3編第4章〔271頁以下〕、野上修市「アメリカの連邦裁判官の弾劾」法律論叢45巻5=6号(1972年)47頁以下、早川武夫「アメリカの裁判官罷免制度」法曹時報28巻7号(1976年)1頁以下等参照。

- (18) J. STORY, COMMENTARIES ON THE CONSTITUTION OF THE UNITED STATES 280 (1833; rep. with introduction by R. Rotunda & J. Nowak, 1987). *See also* Hastings v. United States Senate, Impeachment Trial Comm., 716 F. Supp. 38, 41 (D. D. C. 1989).
- (19) THE FEDERALIST, *supra* note 10, No. 65, at 334 (A. Hamilton). [(訳書) 318頁]
- (20) *See* R. D. Rotunda, *An Essay on the Constitutional Parameters of Federal Impeachment*, 76 KY. L. J. 707, 728 (1987-88). 反対説として、R. BERGER, IMPEACHMENT: THE CONSTITUTIONAL PROBLEMS 103-21 (1973) *etc.*
- (21) Harry E. Claiborne (1986年) 及び Alcee L. Hastings (1989年) の弾劾。
- (22) *See, e. g.*, D. Luchsinger, *Committee Impeachment Trials: The Best Solution?*, 80 GEO. L. J. 163, 180-82 (1991); Note, *supra* note 16, at 89-99.
- (23) Note, *supra* note 16, at 101 ff.; Luchsinger, *supra* note 22, at 176 ff.; B. C. Fox, *The Justiciability of Challenges to the Senate's Rules of Procedure for Impeachment Trials*, 60 GEO. WASH. L. REV. 1275, 1293 ff. (1992). *See also* R. S. Catz, *Judicial Review of Congressional Exercise of Impeachment Powers*, 40 KAN. L. REV. 853, 896-97 (1992) (提訴された請求の性質によっては司法審査適合性を肯定する。すなわち、①弾劾権の違憲の行使及び②個人の権利に対する侵害に基づく請求の場合に司法審査適合性を認める)。
- (24) 政治問題の法理に関する邦語による文献は枚挙に遑がない。本稿においては、比較的近時の業績として以下の文献を挙げるに止める。小林節『政治問題の法理』(日本評論社・1988年)、藤田泰弘「アメリカ合衆国における『政治問題の原則』とその近況」訟務月報23巻13号(1976年)3063頁以下、諸根貞夫『『政治問題の法理』の再検討 — アメリカ合衆国最高裁判例の研究 — (一) ~ (三・完)』早稲田法学会誌30巻429頁以下、31巻313頁以下、愛媛大学教養部紀要15-2号483頁以下(1979~1982年)、飯田稔「政治問題の理論の新展開 — 当事者適格の理論との交錯をめぐる

- て—」法学新報95巻3=4号(1988年)79頁以下等参照。
- (25) Baker v. Carr, 369 U. S. 186 (1962). 選挙区間における投票価値の不平等に係る問題につき政治問題の該当性を否定した事例。
- (26) Gilligan v. Morgan, 413 U. S. 1 (1973). 州兵(National Guard)の訓練・武装・指揮体系に係る問題を政治問題とした事例。
- (27) See, e. g., R. F. Nagel, *Political Law, Legalistic Politics: A Recent History of the Political Question Doctrine*, 56 U. CHI. L. REV. 643, 649-50 (1989).
- (28) 政治問題の範疇に関する邦語によるリストにつき、小林・前掲書(註24)65頁以下、藤田・前掲論文(註24)171頁以下等参照。
- (29) L. H. TRIBE, *AMERICAN CONSTITUTIONAL LAW* 97 (2d ed. 1988).
- (30) 学説の分類につき、see, F. W. Scharpf, *Judicial Review and the Political Question: A Functional Analysis*, 75 YALE L. J. 517 (1966); Note, *The Supreme Court, 1968 Term*, 83 HARV. L. REV. 7, 62 (1969).

本稿においては、学説を詳細に検討する余裕がないので、本文の記述を補足する意味から、学説の動向について一言するに留める。

従来、政治問題は、司法権の本質と関連づけて理解されてきた。そのような流れに位置する学説が、古典理論と賢慮理論である。そして、両理論の間で交わされた論争として著名なのが、古典理論に立つ Herbert Wechsler と賢慮理論に立つ Alexander M. Bickel との間の論争である。ここでは、両者の所説に拠りつつ、両理論を紹介しておく。古典理論は、司法権の本質に関して、他の統治部門の自律的決定に憲法解釈上明らかに委ねられている事項を除いては、提起された問題の全てについて裁判所が判断しなければならないとする。したがって、政治問題を、憲法解釈の結果、他の部門の自律的決定に委ねられた事項とするのである。See H. Wechsler, *Toward Neutral Principles of Constitutional Law*, 73 HARV. L. REV. 1 (1959). 他方、賢慮理論は、司法権の本質に関して、憲法解釈とは異なる裁判官の裁量が働く余地があることを認める。したがって、賢慮理論は、裁判所が重要な原則と妥協することを強いられる、または裁判所の権威を損なわれることを強えられる場合に、本案判断を回避する手段として政治問題の法理が用いられる——すなわち「賢慮」が働く——とするのである。See A. M. BICKEL, *THE LEAST DANGEROUS BRANCH* (2d ed. 1986). これらの議論に対して、機能理論は、司法権の本質と関連づけて「政治問題」とされる判例法を理解することは不可能であるとして、一定の要素を考慮することによって(本文中で列挙した考慮要素はScharpfの所説による)、当該判例法を分析しようとするものである。また機能理論に立つ論者の中には、機能的分析の結果、「政治問題」の法理は当事者適格(standing)などといった従来から存する法理論に解消し

得るとして、「政治問題」の法理の存在を否定する者も存する。See L. Henkin, *Is There a "Political Question" Doctrine?*, 85 YALE L. J. 597 (1976). 但し、以上の三理論は、司法審査の非政治性をある程度前提とした議論である点で共通している。ところが近時、司法権の本質に関して、司法審査の政治性を承認する説が有力になるに至っている。したがって、このような司法権の本質をめぐる理解の多様化を反映して、政治問題をめぐる議論も、司法審査の非政治性を前提とする従来の議論と様相が異なっている。最近の議論状況につき、see Nagel, *supra* note 27.

なお、政治問題に関する学説についての邦語文献につき、註④掲記の諸文献の他、諸根貞夫「アメリカ合衆国における『政治問題の法理』—最近の学説の動向—」早稲田大学大学院法研論集16号(1977年)239頁以下、小林康一「アメリカ合衆国に於ける政治問題法理についての一考察—M・レディシュ、L・チャプリン、A・シュウォーツの諸見解を中心として—」明治大学大学院紀要25集(1)(1988年)113頁以下参照。

- (31) Baker, 369 U. S. at 217.
- (32) Note, *supra* note 30, at 63-64, 66.
- (33) Baker, 369 U. S. at 210.
- (34) *Id.*
- (35) U. S. Dept. of Commerce v. Montana, 112 S. Ct. 1415, 1425 (1992).
- (36) Japan Whaling Association v. American Cetacean Society, 478 U. S. 221, 230 (1986).
- (37) TRIBE, *supra* note 29, at 102-03.
- (38) 憲法判断の手法としての機能主義に関する簡明な説明として、芦部信喜「教科書裁判の憲法訴訟的意義と課題」『人権と憲法訴訟』(有斐閣・1994年)275頁以下所収、286頁以下参照。
- (39) Baker, 369 U. S. at 210-11.
- (40) Powell v. McCormack, 395 U. S. 486 (1969). 議員の下院からの「除名 (expulsion)」と「排除 (exclusion)」を区別して、正当に当選した Powell が議席を得る資格がないとする下院における一連の議事手続を、Powell の議院からの「排除」であると認定した上で、Baker Test を適用する。
- (41) 選挙権に関する争訟を、選挙区間の一票の格差の問題、人種的理由または政治的理由に基づくゲリマンダー (さらに、小選挙区の場合と大選挙区の場合とを区別する) といったそれぞれの状況に応じて、当該争訟が「公正な代表 (fair representation)」という憲法問題になるかを審査している。See Davis v. Bandemer, 478 U. S. 109, 118 ff. (1986).
- (42) Note, *The Supreme Court, 1992 Term*, 107 HARV. L. REV. 27, 299 n.60

(1993).

- (43) 本件において合憲性が争われた、弾劾裁判における委員会の使用に関しても、起草者意思の解釈は分かれる。起草者意思に反しないとする説として、Williams, Jr., *supra* note 16, at 542-43. 起草者意思に反するとする説として、Note, *supra* note 16, at 89.
- (44) ①基準は古典理論的基準、②基準は機能理論的基準とされる。Note, *supra* note 30, at 65-66.
- (45) 州法と合衆国憲法との適合性が争われる事例においては、連邦裁判所と州とが対等の関係に立たないので、当該基準の適用は問題にならない。See, Baker, 369 U. S. at 210; Elrod v. Burns, 427 U. S. 347, 352 (1976) (「政治問題の法理のような、権力分立原理は、州と連邦裁判所との関係に適用できない」).
- (46) 連邦の部門に付与された権限が議会制定法に基づくものである場合、当該権限に関する問題は、議会制定法と合衆国憲法との適合性の問題、すなわち憲法解釈の問題となり、①基準の該当性は否定される。See INS v. Chadha, 462 U. S. 919, 941-42 (1983). また、付与された権能が全権的性質 (plenary nature) のものであっても、当該権能が他の部門に委任可能である場合には、①基準の該当性が否定される。See County of Oneida v. Oneida Indian Nation, 470 U. S. 226, 249 (1985).
- (47) Powell, 395 U. S. at 521.
- (48) Powell, 395 U. S. at 532. See also, Note, *supra* note 30, at 72; R. L. Brown, *When Political Questions Affect Individual Rights: The Other Nixon v. United States*, [1993] SUP. CT. REV. 125, 148.
- (49) Baker, 369 U. S. at 326; Davis, 478 U. S. at 122.
- (50) Note, *supra* note 42, at 301.
- (51) このような権力分立観につき、see, U. S. v. Munoz-Flores, 495 U.S. 385, 393-95 (1990); Brown, *supra* note 48, at 134-41.
- (52) See, Taylor v. Beckham, 178 U. S. 548, 576-78 (1900); 68A Am. Jur. 2d, Public Officers and Employees, §8. 但しこの点については、連邦裁判所裁判官の任期が非行なき限り (during good behaviour) 終身であること (合衆国憲法第3編第1節) を考慮して、連邦裁判所裁判官職は第5修正によって保護される財産的利益にあたるとする学説があり (Luchsinger, *supra* note 22, at 180-82)、検討の余地がある。
- (53) W. H. Rehnquist, *The Impeachment Clause: A Wild Card in the Constitution*, 85 Nw. U. L. REV. 903, 910 (1991).
- (54) Brown, *supra* note 48, at 139-41.
- (55) U. S. v. Ballin, 144 U. S. 1 (1892).

- (56) *See*, Note, *supra* note 16, at 102; Luchsinger, *supra* note 22, at 180, Fox, *supra* note 23, at 1299. なお、本件の第二審判決は、Baker Test の①の基準に該当する根拠として上院の規則制定権を挙げた (938 F. 2d. at 243)。
- (57) Ballin, 144 U. S. at 5.
- (58) なお、弾劾裁判手続の合憲性が同じく争われた、*Hastings v. United States Senate, Impeachment Trial Comm.*, 716 F. Supp. 38 (D. D. C. 1989) は、上院が弾劾裁判手続において委員会を設置したことは「憲法上の権利を侵害せず、裁判の根本観念を犯さない」と判示している (*id.* at 40)。
- (59) *See Nixon*, 113 S. Ct. at 740 (White, J., concurring in judgment).

[付記] 本稿は、平成6年度文部省科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による研究成果の一部である。